

資 料 編

石西礁湖自然再生協議会規約

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号（12 月 11 日公布））第 8 条に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 この自然再生協議会は、石西礁湖自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

(対象区域)

第 3 条 協議会で検討する自然再生の対象区域は、石西礁湖（石西礁湖に影響を及ぼす陸域と海域を含む。）とする。

第 2 章 目的及び協議会所掌事務

(目的)

第 4 条 対象区域の自然再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自然再生全体構想の作成
- (2) 自然再生事業実施計画の案の協議
- (3) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項

第 3 章 構成

(構成)

第 6 条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然再生事業を実施しようとする者
 - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他 (1) の者が実施しようとする自然再生の活動に参加しようとする者
 - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
- 2 協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者は、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、オブザーバーとして協議会に参加することができる。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、設置当初の委員の任期は、本規約の施行の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- 4 委員は募集によるものとし、再任は妨げない。

(途中参加委員)

- 第7条 前条第1項に定める委員からの推薦があり、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
- 2 新たに委員となろうとする者が、第14条に規定する運営事務局に委員になりたい旨の意思表示を行い、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の合意が得られた場合に、委員となることができる。
 - 3 前項の規定により途中参加する委員の任期は、前条第3項に規定する委員の残任期間とする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 委員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

- 第9条 辞任しようとする者は、第14条に規定する運営事務局に書面をもって連絡しなければならない。
- 2 協議会の目的若しくは自然再生推進法及び自然再生推進法に規定する自然再生基本方針に反する行為があった場合又は協議会の運営に著しい支障をきたす場合、第11条に規定する協議会の会議の出席委員の過半数で議決し、委員を解任することができる。
 - 3 解任されようとする者には第11条に規定する協議会の会議にて、議決する前に、弁明する機会を与えられなければならない。ただし、解任されようとする者が協議会に出席しない場合はその限りではない。

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

- 第10条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長代理は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。

第5章 会議及び部会

(協議会の会議)

- 第11条 協議会の会議は、会長が召集する。
- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
 - 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
 - 4 協議会は、会長が協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、第6条に規定する協議会の委員より専門的協議の発議があり、
- 第1項に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、第17条に規定する細則の定めにより、協議会の会議とは別に部会を設置し、専門的協議を要請することができる。

(部会)

第 12 条 部会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議結果等を第 11 条に規定する協議会の会議に報告する。

- 2 協議会委員及びオブザーバーは部会に所属することができる。
- 3 部会に部会長及び部会長代理を各 1 名置き、部会構成委員の互選により選出する。
- 4 部会長代理は、部会長を補佐し、必要に応じ部会長の職務を代理する。
- 5 部会は部会長の召集により開催される。
- 6 部会長は、部会の会議の進行に際して専門的知見を有する者等の意見を聴取することを必要と認める場合、部会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

第 13 条 協議会の会議及び部会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び部会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び部会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。
- 4 協議会の会議及び部会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、会長の承認を経てホームページ等で公開する。

第 6 章 運営事務局

(運営事務局)

第 14 条 協議会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課で構成し、主務は環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所が行う。
- 3 運営事務局は、協議会の会務を円滑に進めるため、関係者による運営事務局連絡会議を開催することができる。
- 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

(運営事務局の所掌事務)

第 15 条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 11 条に規定する協議会の会議の議事・進行に関する事項
- (2) 第 13 条で規定する協議会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補則

(寄付金等)

第 16 条 協議会は石西礁湖自然再生推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

(運営細則)

第 17 条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(規約改正)

第 18 条 この規約は、第 6 条に規定する協議会の委員の発議により、第 11 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得て、改正することができる。

附 則

この規約は、平成 18 年 2 月 27 日から施行する。

石西礁湖自然再生協議会運営細則

第 1 章 部会

(設置)

第 1 条 協議会に次の部会を設置する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

(検討事項)

第 2 条 部会では、次の事項を協議する。

- (1) 生活・利用に関する検討部会

石西礁湖の自然再生と地域住民の生活に必要となる活動との両立を進めるために必要となる事項等。

(部会事務局)

第 3 条 部会の会務を処理するための部会事務局を設ける。

(部会事務局の所掌事務)

第 4 条 部会事務局は次に掲げる事務を行う。

- (1) 部会の会議の運営
- (2) 部会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他部会が付記する事項

第 2 章 協議会及び部会の運営

(協議会及び部会の傍聴)

第 5 条 協議会及び部会の会議は、傍聴ができる。

2 傍聴者は、原則として会議中に発言することはできない。

3 傍聴者の受け入れは、希望者全てが傍聴できることを基本とし、傍聴の申し込みを当日会場で受け付ける。

(協議会及び部会の記録)

第 6 条 運営事務局は、協議会及び部会の会議の議事要旨を公開する前に原則として、会長または部会長及び発言した会員の確認を得なければならない。

第 3 章 補足

(細則改正)

第 7 条 この細則は、規約第 6 条に規定する協議会の会員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この附則は、平成 19 年 7 月 5 日から施行する。

石西礁湖自然再生協議会委員名簿（全体構想作成時点）（敬称略）

No.	氏名	所属
1	石垣 喜晴	
2	石嶺 一	(株)沖縄計画機構
3	太田 格	沖縄県水産海洋研究センター 石垣支所
4	大野 寿一	
5	小笠原 敬	(財)沖縄県環境科学センター
6	岡本 峰雄	東京海洋大学 海洋科学部 海洋環境学科
7	鹿熊 信一郎	沖縄県農林水産部水産課
8	勝見 輝夫	八重山サンゴ礁保全協議会
9	木村 匡	(財)自然環境研究センター
10	黒川 洋一	大浜の海を守る会、日本海洋深層水研究会、 日本海洋療法研究会
11	小浜 琢也	日本トランスオーシャン航空株式会社
12	佐伯 信雄	八重山ダイビング協会環境対策委員、 石垣島赤土監視ネットワーク事務局
13	六戸 藤重	
14	進藤 朗美	
15	竹川 大介	北九州市立大学 文学部人間関係学科
16	竹盛 生尚	石垣市保健福祉部生活環境課
17	土川 仁	コーラル・ネットワーク
18	土屋 誠	琉球大学
19	長田 智史	(財)沖縄県環境科学センター
20	中谷 誠治	(財)亜熱帯総合研究所
21	名倉 哲也	極東建設(株)石垣支店
22	瀧岡 和夫	東京工業大学 大学院情報理工学研究所 情報環境学専攻
23	野口 定松	竹富町ダイビング組合
24	野島 哲	九州大学大学院理学府附属臨海実験所
25	波照間 博	海守、自然大好きクラブ、地球ウォッチャーズ気象友の会、 美ら海美ら山推進協議会
26	比嘉 榮三郎	沖縄県衛生環境研究所
27	平敷 兼夫	
28	前川 聡	(財)世界自然保護基金ジャパン
29	元村 伝	郷土料理 舟蔵の里
30	安村 茂樹	(財)世界自然保護基金ジャパン
31	山田 光映	WAKE UP CALL
32	吉見 武浩	石垣市役所都市計画課
33	鷺尾 雅久	

No.	団体名
1	沖縄県 八重山支庁 総務・観光振興課
2	沖縄県 八重山支庁 農林水産整備課 漁港水産班
3	沖縄県 八重山支庁 農林水産整備課
4	沖縄県 八重山支庁 土木建築課
5	沖縄県 八重山支庁 八重山福祉保健所
6	沖縄県 文化環境部 環境保全課
7	沖縄県 文化環境部 自然保護課
8	沖縄県 衛生環境研究所
9	沖縄県 農林水産部 漁港漁場課
10	沖縄県 土木建築部 港湾課
11	沖縄県 土木建築部 下水道課
12	石垣市 企画部 企画調整室
13	石垣市 企画部 観光課
14	石垣市 農林水産部 農政経済課
15	石垣市 農林水産部 畜産課
16	石垣市 農林水産部 水産課
17	石垣市 建設部 下水道課
18	石垣市 建設部 港湾課
19	竹富町 企画財政課
20	竹富町 建設課
21	竹富町 農林水産課
22	竹富町 商工観光課
23	竹富町 自然環境課

No.	機関名
1	沖縄総合事務局 農林水産部 土地改良課
2	沖縄総合事務局 農林水産部 農畜産振興課
3	沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課
4	沖縄総合事務局 石垣港湾事務所
5	林野庁 九州森林管理局 西表森林環境保全ふれあいセン-
6	海上保安庁 第十一管区海上保安本部 石垣海上保安部
7	環境省 那覇自然環境事務所

【委員数】

個人：33
 団体・法人：31
 地方公共団体：23
 国の機関：7
 合計：94

No.	団体・法人名	代表者名
1	アウトドアショップ・ネオス	笹尾 修司
2	(有)安栄観光	森田 安満
3	(社)石垣市観光協会	大濱 長照
4	石垣島沿岸レジャー安全協議会	成底 正好
5	石垣島周辺海域環境保全対策協議会	宮良 雅夫
6	沖縄環境調査(株)	兵働 博文
7	(株)沖縄環境保全研究所	平良 辰二
8	沖縄県シーカヤッククラブ	笹尾 修司
9	(株)沖縄総研	伊波 盛武
10	(株)海岸環境調査研究所	長田 紀晃
11	海洋開発(資) 八重山事業所	野山 慶士
12	学振科研「ジュウ」沖縄個体群の保全生物学的研究」グループ	大森司 紀之
13	コーラル・ネットワーク	宮本 育昌
14	小浜島ビーチリゾート (有)エイト	塩田 嘉久
15	(株)シー・テクニコ(リゾート・アイランド・カヤマ)	前田 博
16	ジーフリーダイビングサービス	林 豊
17	(独)水産総合研究センター 西海区水産研究所 石垣支所	中村 好和
18	(財)世界自然保護基金ジャパンWWFサンゴ礁保護研究センター	岡安 直比
19	特定非営利活動法人 たきどうん	上勢頭 保
20	美ら島流域経営・赤土流出抑制システム研究会	恵 小百合
21	(株)はいむるぶし	石田 靖彦
22	ハミングバード	谷岡 崇
23	平田観光(株)	平田 哲三
24	(株)不動テトラ(沖縄営業所)	青田 徹
25	マリンサポートブルーナ	田淵 直樹
26	(有)マリンポイント	屋良部 守
27	八重山観光フェリー(株)	池間 義則
28	八重山漁業協同組合	上原 亀一
29	八重山漁業協同組合 資源管理委員会	砂川 政信
30	八重山漁業協同組合 青年部	與儀 正
31	八重山サンゴ礁保全協議会	吉田 稔

參考資料編

石西礁湖自然再生に向けた取組の流れの詳細

サンゴ礁生態系の保全・再生における課題

主な原因

原因に応じた取組						
環境負荷の軽減に向けた取組						
陸域での取組			海域での取組	回復力の強化に向けた取組	(4) 意識の向上・広報啓発	(5) 調査研究・モニタリング
農用地（農業・畜産）	都市域	その他陸域・沿岸等				
オニヒトデの大発生			(1) 攪乱要因の除去 1) オニヒトデ等による食害及び病気対策 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(1) 攪乱要因の除去 1) オニヒトデ等による食害及び病気対策	1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング
生態系の回復力の減退	(1) 攪乱要因の除去 2) 赤土等流出防止対策 3) 排水等対策	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策	(1) 攪乱要因の除去 2) 赤土等流出防止対策	(2) 良好な環境創成 1) サンゴ礁生態系の改善・修復・再生 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 3) 対策手法等に関する調査研究
人間による破壊（開発、改変行為、アンカリング、フィンキック等による消失等）		(3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進 2) 保護区等の設置・管理	(2) 良好な環境創成 1) サンゴ礁生態系の改善・修復・再生 3) 環境に配慮した構造物の改善 (3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進 2) 保護区等の設置・管理	(2) 良好な環境創成 3) 環境の配慮した構造物の改善	3) 観光客等の意識向上につながる観光の推進	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 2) 社会学的調査研究 3) 対策手法等に関する調査研究
過度の漁獲、採取		(3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進 2) 保護区等の設置・管理	(1) 攪乱要因の除去 4) 水産資源管理の推進 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(1) 良好な環境創成 4) 水産資源管理の推進 (2) 良好な環境創成 1) サンゴ礁生態系の改善・修復・再生	2) 関連産業、生活等における意識の向上	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング
外来種の侵入	(3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	(3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	(2) 良好な環境創成 2) 沿岸域の生態系の再生	(3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 3) 対策手法等に関する調査研究
赤土等の流入・堆積	(1) 攪乱要因の除去 2) 赤土等流出防止対策	(1) 攪乱要因の除去 2) 赤土等流出防止対策	(1) 攪乱要因の除去 2) 赤土等流出防止対策 (3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	(1) 攪乱要因の除去 2) 赤土等流出防止対策	1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2) 関連産業、生活等における意識の向上	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 3) 対策手法等に関する調査研究
生活排水の流入	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理		1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2) 関連産業、生活等における意識の向上	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 3) 対策手法等に関する調査研究
農業排水の流入	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理		2) 関連産業、生活等における意識の向上	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 3) 対策手法等に関する調査研究
産業排水の流入	(3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策 (3) 持続可能な利用 2) 保護区等の設置・管理		
農薬の流入	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策				2) 関連産業、生活等における意識の向上	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング 3) 対策手法等に関する調査研究
化学物質の流入（船底塗料の溶出等）		(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策	(1) 攪乱要因の除去 3) 排水等対策	2) 関連産業、生活等における意識の向上	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング
漂着ゴミ、廃油ボール、不法投棄ゴミの漂着			(1) 攪乱要因の除去 6) 生活スタイルの改善 (3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	(1) 攪乱要因の除去 6) 生活スタイルの改善 (3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2) 関連産業、生活等における意識の向上	1) サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング
観光利用者の集中			(3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	(3) 持続可能な利用 1) 適切な利用の推進	1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 2) 関連産業、生活等における意識の向上	2) 社会学的調査研究
異常気象等によるサンゴ群集等の破壊						
高水温による白化現象の発生		(1) 攪乱要因の除去 7) 異常気象対策			1) サンゴ礁生態系保全のための理解の増進 4) 異常気象対策	3) 対策手法等に関する調査研究
貝類による食害						
サンゴ類の病気						

横断的な取組

(3) 持続可能な利用	(4) 意識の向上・広報啓発	(5) 調査研究・モニタリング	(6) 活動の継続
・ 適切な利用の推進 ・ 保護区等の設置・管理	・ サンゴ礁生態系保全のための理解の増進	・ サンゴ礁生態系の健全性の把握・モニタリング ・ 社会学的調査研究	・ 資金の確保 ・ 活動を続けていくインセンティブの維持 ・ 自然再生事業の評価

■ サンゴ群集の減少・劣化

- ・ サンゴ分布域の減少
- ・ サンゴ被度の低下
- ・ サンゴの衰退・死亡
- ・ サンゴが回復しない、回復速度が遅い
- ・ 稚サンゴの加入が少ない、成長が進まない
- ・ 漁場、産卵場、餌場の荒廃等

■ サンゴ礁魚介類等の減少・劣化

- ・ サンゴ礁に棲む魚介類等の減少・攪乱
- ・ 漁獲量の減少
- ・ 遊漁資源、観光資源の減少等

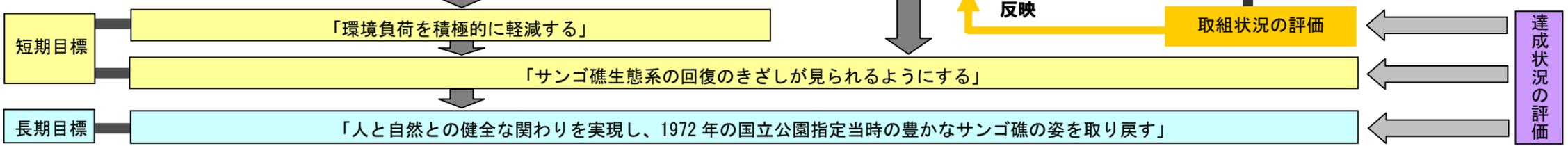
■ 藻場、干潟、マングローブ林等の減少・劣化

- ・ 藻場、干潟の減少、消失等
- ・ マングローブ林の劣化
- ・ 海岸林の劣化（自然植生の減少、劣化）
- ・ 藻場、干潟、マングローブ林等沿岸生態系に棲む生物の減少等

■ 陸域生態系の分断・劣化

- ・ 生息環境の分断
- ・ 沿岸環境の劣化等

※表中の番号は、本編 52 ページの「第 4 章 3. 展開すべき取組」の番号と対応している。





石西礁湖自然再生全体構想

平成 19 年 9 月

編集 石西礁湖自然再生協議会
発行 石西礁湖自然再生協議会運営事務局
環境省 那覇自然環境事務所
内閣府 沖縄総合事務局開発建設部港湾計画課

問い合わせ先
環境省 那覇自然環境事務所石垣自然保護官事務所
〒907-0011 沖縄県石垣市八島町 2-27
電話 0980-82-4768 FAX 0980-82-0279
E-mail okironc@coremoc.go.jp
ホームページ <http://www.shizensaisei.com/>

(写真：ヨナラ水道)